

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

条 例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例

(管財課) 一

ページ

条 例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年五月六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県条例第七十九号

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年宮城県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

(議決に付すべき財産の取得の特例)

3 第三条の規定は、東日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により被害を受けた者に対する災害救助法(昭和二十二年法律第十八号)第二条の規定に基づき救助として供与される同法第二十三条第一項第一号の応急仮設住宅の買入れであつて予定価格が七千万円以上のものについては、適用しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。